中学校社会科（公民的分野）「よりよい社会を目指して」における薬害に関する学習

筑波大学附属中学校　指導案

１　学習内容　　持続可能な社会を形成するという観点から，個人が健康で文化的な生活を送りつつ，よりよい社会を築いていくために解決すべき課題として，「薬害」を取り上げ，「薬害を根絶するために必要なこと」などを探究し，自分の考えをまとめる。（２時間扱い）

２　目標・評価　公民的分野のまとめの単元として位置付け，以下に示した分野としての目標（特に下線部の内容）とともに，社会科の教科目標として示された「公民的資質の基礎」がどれだけ養われたかを形成的に評価する。

　　【公民的分野の目標】

　　　(1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義，特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ，民主主義に関する理解を深めるとともに，国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。

　　　(2) 民主政治の意義，国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて，個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め，現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに，社会の諸問題に着目させ，自ら考えようとする態度を育てる。

　　　(4) 現代の社会的事象に対する関心を高め，様々な資料を適切に収集，選択して多面的・多角的に考察し，事実を正確にとらえ，公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

３　指導の流れ　○学習活動　◇予想される生徒の反応

　　第１時　「人間の健康や安全，生命を向上・増進・維持・回復させるために，個人・企業・政府・その他の機関が果たしている役割を考えてみよう」

　　　　　○「健康を回復するために，薬を服用する」という場合，どのような立場の人々がかかわっているか，図に示してみる。

　　　　　○公害病と同様に，「製薬会社が薬害の責任を認めない場合，被害者はどのようにして救済されるか」を考え，図に示してみる。

　　　　　　　◇裁判所･･･裁判官の独立

　　　　　○薬害の歴史とその発生原因を資料から読み取る。

　　第２時　「薬害を根絶するために，個人・企業（製薬会社）・政府・その他（ＰＭＤＡ…医薬品医療機器総合機構，医療従事者，病院，公益財団法人など）が果たすべき役割を考え，それぞれがどのような関係性を築くべきか，提案してみよう」

　　　　　◇医薬品医療機器総合機構の役割･･･薬の有効性・安全性や，製薬会社の行動などをチェックする

　　　　　◇政府の役割･･･問題がわかった場合，薬の販売停止や回収の命令を迅速に行う。

　　　　　◇製薬会社の役割･･･様々な試験などを通して，安全な薬を開発・製造する。危険がわかった場合，薬の販売停止や回収を自主的に行う。

　　　　　◇病院（医師）の役割・・・薬を正しく処方する。薬の副作用などが起こった場合に国や製薬会社に状況を報告する。

　　　　　◇薬局（薬剤師）の役割・・・薬の情報を正しく説明する。

　　　　　◇個人の役割・・・自分が使う薬に関心を持つ。薬の知識を得る。関係機関の役割や行動をチェックする。

　　　　　◇社会全体としては，各機関がお互いに薬の安全性や副作用，健康に与える影響などの情報を共有し合い，問題がわかった場合には迅速な対応がとれるような体制をつくっておくことが大切である。

　　　　　◇持続可能な社会を形成するには，世代間や地域間，男女間の公平や平等，貧困の削減，公正で平和な社会などが基礎となり，人間の健康の維持と環境の保全，経済の開発，社会の発展を調和の下に実現させていくことが必要である。薬は人々の健康を維持・増進・回復させる効果があり，社会の発展にも貢献しているが，薬害とその被害は決して見逃さず，過ちを繰り返してはならないという社会全体の共通理解が必要である。

４　資料　代表的な薬害（薬害教育副読本『薬害を学ぼう』より）

　①　キノホルム製剤によるスモンの発生（1953～70年）【被害者１万人以上】

　　　「キノホルム」は，1900年頃にスイスでとして販売された薬で，日本では整腸薬として使われるようになった。1960年代，キノホルムの入った整腸剤を飲んだ人に，全身のしびれ，痛み，視力障害などが起こった。当初は伝染病が疑われ，原因究明が遅れたため，１万人を超える人が被害にあったといわれている。

　　　　当時，世界各地でキノホルムの危険性に関する警告がなされていたが，製薬会社は「安全な整腸剤」として販売し，医師はそれを疑うことなく患者に処方し，国も安全性の審査が十分になされず，の被害を起こしてしまった。

　②　サリドマイドによる胎児の障害（1958～62年）　【被害者　約1000人】

　　　　「サリドマイド」は，1960年前後に睡眠薬や胃腸薬として販売された薬。はじめは西ドイツで販売され，日本でも「妊婦や小児が安心して飲める安全無害な薬」をキャッチフレーズに販売された。

　　　　ところが，この薬を妊娠初期に服用した母親から，手や足，耳（聴力），内臓などに障害のある子どもが次々と誕生した。これに気づいた西ドイツの医師がサリドマイドの危険性を警告し，欧州各地ではすぐに薬の販売中止と回収が行われた。しかし，日本で薬の販売中止が発表されたのは警告後10ヶ月も経った後となり，被害が拡大した。

　③　ジフテリア予防接種による健康被害（1948～1949年）　【被害者924人（死亡83人）】

　　　　企業の製造ミスが原因で，ワクチンにジフテリア毒素が残っていたために起こった。

　④　血液製剤によるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染（1980年代）　【被害者1400人以上】

主に血友病（出血時に血が止まりにくい病気）の患者が止血・出血予防の薬として使用していた非加熱血液製剤にHIVが含まれていたため，多くの血友病患者がHIVに感染した。製薬会社は薬の危険性を知りながら販売を続け，国はHIV感染防止の有効な対策を取らなかったことで被害が拡大した。

　⑤　血液製剤によるC型肝炎ウイルス感染（1980年代）　【被害者　約１万人（企業の推計）】

出産や手術の際に，止血剤として使用された血液製剤にC型肝炎ウイルスが入っていたため，多くの人がウイルスに感染し，慢性肝炎や肝がんなどの病気になった。

　⑥　MMRワクチン接種による無菌性髄膜炎（1989～1993年）　【被害者　約1800人】

はしか（M），おたふくかぜ（M），風しん（R）を予防するワクチンの接種により，多くの子どもが無菌性髄膜炎（ウイルスにより脳の膜に炎症が起こる病気）などを発症し，重い後遺症や死亡などの被害も発生した。製薬会社が国に報告していない薬の作り方をしていた，国の監督が不十分だったなどと指摘された。